

育児休業等支援制度

お子様が誕生された際に、常勤の教職員(レジデント・研修医含む)の方がご利用いただける制度をまとめました。様々な制度がございますので、是非この機会にご確認下さい。



男性のみ対象



配偶者出産休暇

有給

出産前後2日まで
(1日ごとの取得可)

妻の出産に伴う入退院などのために取得することができる休暇

出生児育児休業 (産後パパ育休)

無給
※

出産後8週間以内に最長4週間まで取得可能
(分割して2回取得可)

育児休業とは別に出生児に取得することができる休業制度

※ 雇用保険の支給要件を満たした場合に支給されます。

育児休業

無給
※

出産後～1歳まで
(条件により2歳まで延長可)

1歳未満の子を養育するために取得することができる休業制度

※ 雇用保険の支給要件を満たした場合に支給されます。

子の看護休暇

有給

出産後～子の小学3年生の年度末まで。
1年度あたり5日(子2人の場合:10日)

小学校3学年修了前の子を養育する職員で、子の疾病、健康診断、予防接種、感染症に伴う学級閉鎖、入園・卒園又は入学の式典等に参加する場合に取得できる休暇

短時間勤務制度

減額

出産後～8歳に達する年の年度末まで
※レジデントは小学校就学月の前月まで

【常勤の医師、歯科医師、助産師及び看護師】

8歳未満の子を養育している場合、定められた範囲において希望する勤務形態に変更して勤務することができる制度

出産後～3歳に達した月末まで

【左記以外の教職員】

3歳未満の子を養育している場合、定められた範囲において希望する勤務形態に変更して勤務することができる

出退勤時間を調整できる 時差勤務制度

期間の定めなし

就業規則表に定められた範囲において、出退勤時間を調整することができる



詳しくはこちら

<https://www.omp.ac.jp/smart/life/vqh17r000006ea6z.html>

